

た中で、樹木の生えている埋却予定地のあらかじめの開墾や、埋却予定地変更などの指導を行ってきました。また、基準を満たしているように見えても、文化財保護法で文化財埋蔵地に指定されているなど、家伝法とは関係のない法令の定めで、すぐには掘削や埋却が行えない土地に該当する場合があります。あることが分かってきました。

他府県では、埋却予定地を実際に試掘したり、近隣の工事における掘削時のボーリング調査データを参照したりすることで地下水への影響を評価している事例があります。また、埋蔵文化財や保安林、地すべり防止区域など、掘削や伐採がすぐにできない区域が具体的にどこに設定されているか、

所管する担当課から情報を入手するとともに、発生時の取り決めなどの事前調整が行われている事例があります。本県でもこれらの取り組みを参考に、個々の埋却候補地について確認を進めていきます。

確認の結果、不適合と判断した場合、代替地の確保が必要となります。飼養衛生管理基準の遵守にあたっては手間や投資が必要とされる項目が多く、簡単ではありません。しかし、「発生させない」だけでなく、発生した後に、「まん延を防ぐ」ことも重要な課題です。これからも一緒に知恵を絞っていきますのでご協力をお願いします。
(川本)

黄綬褒章受章 おめでとうございます！！ 清水 知良 さん



令和6年5月14日、高島市安曇川町で肉牛経営をされている清水知良さんが、黄綬褒章を受章されました。

清水さんは、昭和61年4月に後継者として就農されました。就農当初から規模拡大による収益性の向上と、従業員の雇用による、休日のとれる経営を目指されました。就農当初は400頭であった規模が、現在では、1,600頭（和牛800頭、交雑種800頭）になり、県下有数の経営規模となっています。

清水さんの経営の特徴として、初生牛を導入して育成・肥育する飼養方法が挙げられます。この方法は素牛導入経費の低

減が図れますが、初生牛は病気に弱く、きめ細やかな管理が必要となります。そのため、関係者との相談等を通じた独自の管理技術の確立や、県内のさきがけとなる自動哺乳機の導入などの対応をとられました。

また、各団体の運営にも積極的に参加されるとともに、農業大学の農業体験学習の受け入れに協力されるなど、後進の育成にも寄与されています。

益々のご活躍を祈念しますとともに、今後とも関係する皆様とともに、滋賀県の畜産振興に寄与していただければ幸いです。
(藤井)